

令和 5 年第 2 回長崎市議会定例会
議案書

令和 5 年 2 月
長崎市

議 案 目 次

- 第 3 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第 4 号議案 令和 4 年度長崎市一般会計補正予算（第 1 4 号）
- 第 5 号議案 令和 4 年度長崎市観光施設事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 6 号議案 令和 4 年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 第 7 号議案 令和 4 年度長崎市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 号議案 令和 4 年度長崎市財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 9 号議案 令和 4 年度長崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 0 号議案 令和 4 年度長崎市水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 1 号議案 令和 4 年度長崎市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 2 号議案 令和 5 年度長崎市一般会計予算
- 第 1 3 号議案 令和 5 年度長崎市観光施設事業特別会計予算
- 第 1 4 号議案 令和 5 年度長崎市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 1 5 号議案 令和 5 年度長崎市土地取得特別会計予算
- 第 1 6 号議案 令和 5 年度長崎市中央卸売市場事業特別会計予算
- 第 1 7 号議案 令和 5 年度長崎市駐車場事業特別会計予算
- 第 1 8 号議案 令和 5 年度長崎市財産区特別会計予算
- 第 1 9 号議案 令和 5 年度長崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計
予算
- 第 2 0 号議案 令和 5 年度長崎市介護保険事業特別会計予算
- 第 2 1 号議案 令和 5 年度長崎市生活排水事業特別会計予算

- 第 2 2 号議案 令和 5 年度長崎市診療所事業特別会計予算
- 第 2 3 号議案 令和 5 年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 2 4 号議案 令和 5 年度長崎市立病院機構病院事業債管理特別会計予算
- 第 2 5 号議案 令和 5 年度長崎市水道事業会計予算
- 第 2 6 号議案 令和 5 年度長崎市下水道事業会計予算
- 第 2 7 号議案 長崎市住宅用地特例の適用に関する家屋の要件を定める条例
- 第 2 8 号議案 長崎市老朽危険空家等を除却した土地に係る納税義務者の固定資産税の減免に関する条例
- 第 2 9 号議案 長崎市監査委員条例の一部を改正する条例
- 第 3 0 号議案 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 1 号議案 市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 3 2 号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 3 号議案 長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 4 号議案 市長及び副市長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 5 号議案 長崎市税条例の一部を改正する条例
- 第 3 6 号議案 長崎市手数料条例の一部を改正する条例
- 第 3 7 号議案 長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 第 3 8 号議案 長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 第 3 9 号議案 長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 4 0 号議案 長崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例
- 第 4 1 号議案 長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 4 2 号議案 長崎市交通遺児教育手当条例の一部を改正する条例
- 第 4 3 号議案 長崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 4 4 号議案 長崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 第 4 5 号議案 長崎市野母崎ふれあい新港条例を廃止する条例
- 第 4 6 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 第 4 7 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 第 4 8 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 第 4 9 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第 5 0 号議案 工事の請負契約の締結について
- 第 5 1 号議案 工事の請負契約の締結について
- 第 5 2 号議案 工事の請負契約の締結について
- 第 5 3 号議案 工事の施行協定の一部変更について
- 第 5 4 号議案 土地の処分について
- 第 5 5 号議案 土地の処分について
- 第 5 6 号議案 権利の放棄について
- 第 5 7 号議案 土地の無償貸付けについて
- 第 5 8 号議案 市道路線の認定について
- 第 5 9 号議案 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
- 第 6 0 号議案 包括外部監査契約の締結について

第 3 号報告 専決処分の報告について

第 4 号報告 専決処分の報告について

(備考)

第 3 号議案 発送遅延

第 4 号議案から第 26 号議案まで 別冊

第 27 号議案

長崎市住宅用地特例の適用に関する家屋の要件を定める条例

(目的)

第 1 条 この条例は、住宅用地特例の適用に関する家屋の要件を定めることにより、本市における住宅用地特例の適切な運用を図り、もって家屋の管理状況に応じた適正かつ公平な固定資産税の賦課の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用地特例 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 の規定による住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例をいう。
- (2) 家屋 地方税法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で政令で定めるものをいう。

(住宅用地特例の適用に関する家屋の要件)

第 3 条 住宅用地特例を適用する土地に係る家屋の要件は、賦課期日（長崎市税条例（昭和 25 年長崎市条例第 57 号）第 39 条に規定する固定資産税の賦課期日をいう。）において、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- (1) 住宅地区改良法施行規則（昭和 35 年建設省令第 10 号）別表第 1 (イ) 欄二の項における同表(ニ)欄に掲げる評点の合計が 100 点以上であること。

(2) 人の居住の用に供される見込みがないと認められること。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行し、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

令和5年2月20日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

住宅用地特例の適用に関する家屋の要件を定めることにより、本市における住宅用地特例の適切な運用を図り、もって家屋の管理状況に応じた適正かつ公平な固定資産税の賦課の実現に資するため、この条例案を提出する。

第 28 号議案

長崎市老朽危険空家等を除却した土地に係る納税義務者の固定資産税の減免に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、老朽危険空家等の除却を促進し、市民の良好な生活環境の確保を図るため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 367 条の規定に基づき、老朽危険空家等を除却した土地に係る納税義務者の固定資産税を減免することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 老朽危険空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 14 条第 2 項の規定により所有者等（同法第 3 条に規定する所有者等をいう。）に対し勧告がされた同法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等又は長崎市住宅用地特例の適用に関する家屋の要件を定める条例（令和 5 年長崎市条例第 号）第 3 条各号に掲げる要件のいずれにも該当する家屋（同条例第 2 条第 2 号に規定する家屋をいう。）をいう。
- (2) 住宅用地特例 地方税法第 349 条の 3 の 2 の規定による住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例をいう。
- (3) 小規模住宅用地 地方税法第 349 条の 3 の 2 第 2 項に規定する小規模住宅用地をいう。
- (4) 解除等土地 老朽危険空家等の敷地の用に供されていた土地であって、老朽危険空家等に該当したことにより住宅用地特例の適用を解除

したものの又は小規模住宅用地の面積が減少したものをいう。

(5) 納期 長崎市税条例（昭和25年長崎市条例第57号）第41条に規定する固定資産税の納期をいう。

(6) 賦課期日 長崎市税条例第39条に規定する固定資産税の賦課期日をいう。

（減免の適用）

第3条 市長は、この条例の施行の日から令和10年12月31日までの間に老朽危険空家等を除却した解除等土地に係る納税義務者の固定資産税を減免することができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該解除等土地に係る納税義務者が次の各号のいずれかに該当する場合又は市長が適当でないと認める場合は、同項の規定による減免はしない。

(1) 市税（法人にあっては、市税、法人事業税、消費税又は地方消費税）を滞納しているとき。

(2) 不正な行為等により虚偽の申請をしたとき。

（減免の範囲等）

第4条 前条第1項の規定による減免の対象となる範囲は、基準納期（第6条の規定による減免の申請をした日以後最初に到来する納期限が属する納期をいう。）の初日から起算して3年を経過する日までの間に納期限が属する納期分の固定資産税とする。

2 前項の規定にかかわらず、賦課期日において、前条第1項の規定による減免を受けている者が次の各号のいずれかに該当する場合又は市長が適当でないと認める場合は、当該賦課期日の属する年度の翌年度以後の年度分に係る固定資産税は減免しない。

(1) 新たに家屋を新築し、又は改修したことにより、解除等土地に新た

に住宅用地特例の適用を受けたとき又は解除等土地に係る小規模住宅用地の面積が増加したとき。

(2) 解除等土地に係る納税義務者でなくなったとき（相続により当該納税義務者でなくなったときを除く。）。

(3) 解除等土地を住宅用地（地方税法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。）以外の用途に変更したとき。

（減免の額）

第5条 第3条第1項の規定による減免の額は、解除等土地に係る納税義務者の固定資産税の額と当該解除等土地に住宅用地特例の適用があるものとみなして算出した解除等土地に係る納税義務者の固定資産税の額との差額に相当する額とする。

（減免の申請）

第6条 第3条第1項の規定による減免に係る申請については、長崎市税条例第45条第2項（ただし書を除く。）及び第3項の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「前項の」とあるのは「長崎市老朽危険空家等を除却した土地に係る納税義務者の固定資産税の減免に関する条例（令和5年長崎市条例第 号）第3条第1項の」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「長崎市老朽危険空家等を除却した土地に係る納税義務者の固定資産税の減免に関する条例第3条第1項」とする。

（委任）

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用する。ただし、第2条の規定（長崎市住宅用地特例の

適用に関する家屋の要件を定める条例に係る部分に限る。)は、令和6年1月1日から施行し、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、令和10年12月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定による減免の申請があった解除等土地に係る納税義務者に対するこの条例の規定は、同日以後もなおその効力を有する。

令和5年2月20日提出

長崎市長 田上富久

理 由

老朽危険空家等の除却を促進し、市民の良好な生活環境の確保を図るため、老朽危険空家等を除却した土地に係る納税義務者の固定資産税を減免したいので、この条例案を提出する。

第 29 号議案

長崎市監査委員条例の一部を改正する条例

長崎市監査委員条例（昭和 39 年長崎市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「585,000 円」を「610,000 円」に改め、同条第 6 項中「100 分の 24」を「100 分の 22」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 20 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

常勤の監査委員の給料月額及び退職手当の支給割合を改定したいので、この条例案を提出する。

第 30 号議案

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 26 年長崎市条例第 88 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

第 2 条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第 1 項中「行なわせなければ」を「行わせなければ」に改め、同条第 2 項中「降任、」を「降任」に、「又は休職」を「、休職又は降給」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第 3 条第 2 項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第 4 項中「あるのは」を「あるのは、」に改める。

第 4 条第 1 項及び第 2 項中「休職者は」を「休職者は、」に改める。

第 6 条を第 9 条とする。

第 5 条第 2 項中「取り消し」を「取消し」に改め、同条を第 8 条とし、同条の前に次の 3 条を加える。

（降給の種類）

第 5 条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号級に変更することをいう。以下同じ。）とする。

（降格の事由）

第 6 条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、職員の人事評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき

勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき（当該職員が降任された場合を除く。）において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。

（降号の事由）

第7条 任命権者は、職員の人事評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定（「又は休職」を「、休職又は降給」に改める部分を除く。）、第3条の改正規定、第4条の改正規定及び第5条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和5年2月20日提出

長崎市長 田上富久

理 由

本市の職員に係る人事評価の結果を職員の分限に活用することに伴い、

職員の降給に係る手続を定める必要があるのと、その他所要の整備をした
いので、この条例案を提出する。

第 3 1 号議案

市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 市長及び副市長の給与に関する条例(昭和 2 6 年長崎市条例第 1 1 4 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「9 7 8, 0 0 0 円」を「1, 0 9 6, 0 0 0 円」に改め、同条第 2 号中「8 4 0, 0 0 0 円」を「8 9 2, 0 0 0 円」に改める。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 教育長の給与等に関する条例(昭和 2 8 年長崎市条例第 2 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「6 8 3, 0 0 0 円」を「7 1 0, 0 0 0 円」に改める。

(非常勤の職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第 3 条 非常勤の職員の報酬等に関する条例(昭和 3 1 年長崎市条例第 2 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「7 3 7, 0 0 0 円」を「7 4 4, 0 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「6 7 3, 0 0 0 円」を「6 7 9, 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「6 1 9, 0 0 0 円」を「6 2 5, 0 0 0 円」に改め、同条第 2 項第 1 号中「1 0 2, 0 0 0 円」を「1 0 3, 0 0 0 円」に改め、同項第 2 号ア中「7 1, 6 0 0 円」を「7 2, 3 0 0 円」に改め、同号イ中「5 5, 4 0 0 円」を「5 5, 9 0 0 円」に改め、同号ウ中「7, 8 5 0 円」を「7, 9 0 0 円」に改め、同項第 3 号ア中「6 1, 7 0 0 円」を「6 2, 3 0 0 円」に改め、同号イ中「4 9, 9 0 0 円」を「5 0, 4 0 0 円」に改め、同項第 4 号ア中「1 1 3, 0 0 0 円」を「1 1 4, 0 0 0 円」に改め、同号イ中「8 5, 0 0 0 円」を「8 5, 8 0 0 円」に改め、同項第 5 号ア中「6 2, 1 0

0円」を「62,700円」に改め、同号イ中「47,200円」を「47,600円」に改め、同号ウ中「37,500円」を「37,800円」に改め、同項第6号ア中「10,800円」を「10,900円」に改め、同号イ中「10,000円」を「10,100円」に改め、同項第7号及び第8号中「7,850円」を「7,900円」に改め、同項第9号中「93,400円」を「94,300円」に改め、同項第10号から第12号までの規定及び同項第13号ア中「7,850円」を「7,900円」に改め、同号イ中「6,700円」を「6,750円」に改め、同項第14号ア中「18,700円」を「18,900円」に改め、同号イ中「17,700円」を「17,900円」に改め、同項第15号ア中「18,700円」を「18,900円」に改め、同号イ中「17,700円」を「17,900円」に改め、同項第16号ア中「7,850円」を「7,900円」に改め、同号イ中「6,700円」を「6,750円」に改め、同項第17号中「7,850円」を「7,900円」に改め、同項第18号ア中「8,700円」を「8,800円」に改め、同号イ中「7,850円」を「7,900円」に改め、同項第21号中「176,000円」を「178,000円」に、「211,000円」を「213,000円」に、「10,600円」を「10,700円」に改める。

(長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例(昭和41年長崎市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「683,000円」を「710,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年5月1日から施行する。

令和5年2月20日提出

長崎市長 田上 富久

理 由

市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者の給料月額並びに議会の議員に対する議員報酬の額及び非常勤の職員に対する報酬の額を改定したいので、この条例案を提出する。

第 3 2 号議案

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年長崎市条例第 1 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号イを次のように改める。

イ 削除

別表第 2 医療職給料表(2)を次のように改める。

医療職給料表(2) 削除

別表第 3 中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

2 この条例の施行の日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の一般職の職員の給与に関する条例別表第 2 医療職給料表(2)の適用を受けていた職員（以下「医療職給料表(2)対象職員」という。）の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に対応する附則別表の新級（行政職給料表）の欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に 2 以上の職務の級が掲げられているときは、市長が定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号給の切替え）

3 前項の規定による職務の級の切替えの適用を受ける職員の切替日における号給は、市長が定める。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 4 切替日の前日において医療職給料表(2)対象職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長が定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(長崎市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

- 8 長崎市職員等の旅費に関する条例(昭和29年長崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第11項中「医療職給料表(2)若しくは」を削る。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第9条、第10条、第12条—第14条、第17条、第23条関係）

旅費額

職名又は職務の級			鉄道賃	船賃	車賃（1キロメートルにつき）	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）
市長又は副市長			旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金	運賃の等級を3階級に区分する船舶にあっては上級の運賃、2階級に区分する船舶にあっては上級の運賃、等級を設けない船舶にあっては実費	37円	円	円
行政職給料表	医療職給料表(1)	医療職給料表(3)				3,300	16,500
9級以下 5級以上	4級以下 2級以上	5級				2,600	13,100
4級以下	1級	4級以下		運賃の等級を3階級に区分する船舶にあっては中級の運賃、2階級に区分する船舶にあっては上級の運賃、等級を設けない船舶にあっては実費		2,200	10,900

別表第 2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第16条、第23条関係）

移転料

職名又は職務の級			鉄道500キロメートル以上1000キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上3000キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上5000キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上10000キロメートル未満	鉄道1000キロメートル以上15000キロメートル未満	鉄道15000キロメートル以上20000キロメートル未満	鉄道20000キロメートル以上									
市長又は副市長			円 153,000	円 177,000	円 218,000	円 269,000	円 356,000	円 375,000	円 401,000	円 465,000								
行政職給料表	医療職給料表(1)	医療職給料表(3)	126,000	144,000	178,000	220,000	292,000	306,000	328,000	381,000								
9級以下7級以上	4級又は3級																	
6級又は5級	2級	5級									107,000	123,000	152,000	187,000	248,000	261,000	279,000	324,000
4級以下	1級	4級以下									93,000	107,000	132,000	163,000	216,000	227,000	243,000	282,000

附則別表（附則第 2 項関係）

職 務 の 級 の 切 替 表

旧級（医療職給料表(2)）	新級（行政職給料表）
1 級	1 級
2 級	1 級
	2 級
3 級	1 級
	2 級
	3 級
4 級	4 級
5 級	5 級

令和5年2月20日提出

長崎市長 田上 富久

理 由

管理栄養士、薬剤師等の給料を見直したいので、この条例案を提出する。

第 3 3 号議案

長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 3 年長崎市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「同号に掲げる者のうち教育委員会が別に定めるものに係る勤勉手当並びに同号に掲げる者に係る」を「勤勉手当、」に改め、同条第 2 項中「（教育委員会が別に定める者に係るものに限る。）」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

教育委員会の事務局等に勤務する管理職以外の学校職員に係る人事評価の結果を人事管理の基礎として活用することに伴い、当該学校職員に係る勤勉手当の取扱いを見直したいので、この条例案を提出する。

第 3 4 号議案

市長及び副市長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

市長及び副市長の退職手当に関する条例（昭和 3 2 年長崎市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「1 0 0 分の 6 0」を「1 0 0 分の 5 1」に改め、同条第 2 号中「1 0 0 分の 3 9」を「1 0 0 分の 3 5」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

市長及び副市長の退職手当の支給割合を改定したいので、この条例案を提出する。

第 3 5 号議案

長崎市税条例の一部を改正する条例

長崎市税条例（昭和 2 5 年長崎市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 1 条の 2 第 1 項第 1 号中「で年齢 1 8 歳未満のもの又は精神障害者」を「又は精神障害者（以下「身体障害者等」という。）」に、「当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）」を「当該身体障害者等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 4 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

身体障害者と生計を一にする者の税負担の軽減を図るため、軽自動車税の種別割に係る減免措置を見直したいので、この条例案を提出する。

第 3 6 号議案

長崎市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 長崎市手数料条例（平成 1 2 年長崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 1 1 号及び第 2 1 2 号を次のように改める。

(21) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	ア 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第2項に規定する申出がない場合	(7) 一戸建て住宅（住宅以外の用途に供する部分を有するものを含む。以下同じ。）の住宅のみの場合（ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の申請を併せて行う場合には、(ウ)の規定による。）	a 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築基準法第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関が当該計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この号及び次号において「適合証」という。）の提出がない場合であって、	1件	3万3,500	低炭素化促進法第53条第1項
--------------------------	--	--	---	----	---------	----------------

		評価手法が性能基準のとき		
		b 適合証の提出がない場合であって、評価手法が仕様基準のとき	1件	1万7,100
		c 適合証の提出がある場合	1件	4,600
(イ) 共同住宅等の住棟全体の場	a	(a) 当該共同住宅等の共用部分の床面積の合計（以下この号において「共用部分床面積」という。）が300平方メートル以内の場合、当該共同住宅等の住戸の数の合計（以下この号及び次号において「共同住宅等住戸数」という。）に応じ、次に掲げる区分Ⅰ 1戸の場合	1件	14万500

	II	1戸を超え5戸以下の場合	1件	17万4,600
	III	5戸を超え10戸以下の場合	1件	20万2,100
	IV	10戸を超え25戸以下の場合	1件	24万900
	V	25戸を超え50戸以下の場合	1件	29万9,300
	VI	50戸を超え100戸以下の場合	1件	38万2,600
	VII	100戸を超え200戸以下の場合	1件	48万400
	VIII	200戸を超え300戸以下	1件	59万6,500

				の場合 IX 3 00 戸を 超え る場 合	1件	68万1,800
				(b) 共用 部分床 面積が 300 平方メ ートル を超え 2,00 0平方 メート ル以内 の場合 は、共 同住宅 等住戸 数に応 じ、(イ) a(a)に 掲げる 区分	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) a(a)に掲げ る区分による 金額（以下こ の号において 「(イ) a(a)の規 定による金額 」という。） に6万9,50 0円を加算し た金額
				(c) 共用 部分床 面積が 2,00 0平方 メート ルを超 え5,0 00平 方メー トル以 内の場 合は、 共同住 宅等住 戸数に 応じ、 (イ) a(a) に掲げ る区分	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) a(a)の規定 による金額に 16万7,90 0円を加算し た金額
				(d) 共用 部分床 面積が 5,00 0平方 メート	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) a(a)の規定 による金額に 24万6,00 0円を加算し

	ルを超え1万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a (a) に掲げる区分		た金額
	(e) 共用部分床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a (a) に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a (a) の規定による金額に31万4,900円を加算した金額
	(f) 共用部分床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a (a) に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a (a) の規定による金額に38万4,500円を加算した金額
b 適合	(a) 共用部分床面積が300		円

証明の提出がない場合であって、評価手法が仕様基準のとき	平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、掲げ区分		
	I 1戸の場合	1件	12万4,100
	II 1戸を超え5戸以下の場合	1件	13万9,100
	III 5戸を超え10戸以下の場合	1件	15万3,600
	IV 10戸を超え25戸以下の場合	1件	17万3,900
	V 25戸を超え50戸以下の場合	1件	20万8,000
	VI 50戸を超え100戸以下の場合	1件	25万9,900
VII 100戸以下の場合	1件	32万4,800	

				戸を 超え 20 0戸 以下 の場 合	VIII 2	1件	38万8,500
				戸を 超え 30 0戸 以下 の場 合	IX 3	1件	42万7,200
				戸を 超え る場 合			
			(b)	共用 部分床 面積が 300 平方メ ートル を超え 2,00 0平方 メートル以内 の場合 は、共 同住宅 等住戸 数に応 じ、(i) b(a)に 掲げる 区分		1件	共同住宅等住戸数に応じ、(i) b(a)に掲げる区分による金額（以下この号において「(i) b(a)の規定による金額」という。）に6万9,500円を加算した金額
			(c)	共用 部分床 面積が 2,00 0平方 メートルを超え5,0 00平 方メー トル以 内の場		1件	共同住宅等住戸数に応じ、(i) b(a)の規定による金額に16万7,900円を加算した金額

			合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) に掲げる区分	
			(d) 共用部分床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) に掲げる区分	1件 共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) の規定による金額に24万6,000円を加算した金額
			(e) 共用部分床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) に掲げる区分	1件 共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) の規定による金額に31万4,900円を加算した金額
			(f) 共用部分床面積が2万5,000平方メートル	1件 共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) の規定による金額に38万4,500円を加算した金額

				を超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)に掲げる区分		
						円
				(a) 共用部分床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分		
				I 1戸の場合	1件	1万3,800
				II 1戸を超え5戸以下の場合	1件	1万8,400
				III 5戸を超え10戸以下の場合	1件	2万4,900
				IV 10戸を超え25戸以下の場合	1件	3万5,400
				V 25戸を超え5	1件	5万3,200
				c 適合証の提出がある場合		

			0戸以下の場合 VI 5	1件	8万7,900
			0戸を超え100戸以下の場合 VII 1	1件	13万3,900
			0戸を超え200戸以下の場合 VIII 2	1件	16万6,700
			0戸を超え300戸以下の場合 IX 3	1件	17万7,200
			0戸を超え300戸以下の場合 IX 3	1件	17万7,200
			(b) 共用部分床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(i) c (a)に	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(i) c (a)に掲げる区分による金額（以下この号において「(i) c (a)の規定による金額」という。）に1万7,000円を加算した金額

			掲げる 区分		
			(c) 共用 部分床 面積が 2,00 0平方 メート ルを超 え5,0 00平 方メー トル以 内の場 合は、 共同住 宅等住 戸数に 応じ、 (イ) c (a) に掲げ る区分	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) c (a)の規定 による金額に 6万9,500 円を加算した 金額
			(d) 共用 部分床 面積が 5,00 0平方 メート ルを超 え1万 平方メ ートル 以内の 場合は、 共同住 宅等住 戸数に 応じ、 (イ) c (a) に掲げ る区分	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) c (a)の規定 による金額に 11万5,50 0円を加算し た金額
			(e) 共用 部分床 面積が 1万平 方メー トルを 超え2 万5,0 00平 方メー トル以 内の場 合は、	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) c (a)の規定 による金額に 14万8,30 0円を加算し た金額

		共同住宅等住戸数に応じ、 (イ) c (a) に掲げる区分		
		(f) 共用部分床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a) に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、 (イ) c (a) の規定による金額に18万7,600円を加算した金額
	(ウ) 共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物（以下「複合建築物」という。）又は住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の場合		1件	複合建築物における共同住宅等の部分の共用部分を共同住宅等の共用部分とみなして適用する(イ)に掲げる区分による金額（住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の場合にあっては、(イ)に掲げる区分による金額）に、複合建築物又は一戸建て住宅の住宅以外の用途に供する部分を1棟の建築物とみなして適用する(イ)に掲げる区分による金額を加算した金額
(イ) 住宅の部分	a	1棟の建築物の床		

を有しない建築物（以下「非住宅建築物」という。）の全体の場 適合証の提出がない場合	面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
	(a) 300平方メートル以内の場合	1件	23万6,300円（ただし、低炭素化促進法第54条第1項第1号に規定する国土交通大臣が定める基準により、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準が適用されない非住宅建築物（以下「外皮性能の基準を適用しないもの」という。）にあっては、10万7,000円）
	(b) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	1件	37万6,600円（ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、17万6,500円）
	(c) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	1件	53万6,000円（ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、27万4,900円）
	(d) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合	1件	65万7,500円（ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、35万3,000円）

	(e) 1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合	1件	77万4,900円(ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、42万1,900円)
	(f) 2万5,000平方メートルを超える場合	1件	88万4,500円(ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、49万1,500円)
	b 1棟の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		円
	適合証の提出がある場合		
	(a) 300平方メートル以内の場合	1件	9,200
	(b) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	1件	2万6,200
	(c) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	1件	7万8,700
	(d) 5,000平方メートルを超え1万平方	1件	12万4,700

		メートル以内の場合 (e) 1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合	1件	15万7,500
		(f) 2万5,000平方メートルを超える場合	1件	19万6,800
イ 低炭素化促進法第5条第2項に規定する申出があった場合	(7) 一戸建て住宅の住宅のみの場合（ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の申請を併せて行う場合にあつては、(7)の規定による。）		1件	第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額）にア(7)に掲げる区分による金額を加算した金額
	(i) 共同住宅等の住棟全体の場 合		1件	第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算

					した金額) にア(イ)に掲げる区分による金額を加算した金額	
		(ウ) 複合建築物又は住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体的場合		1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合においては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額) にア(ウ)に掲げる区分による金額を加算した金額	
		(エ) 非住宅建築物の全体的場合		1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合においては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額) にア(エ)に掲げる区分による金額を加算した金額	
(212) 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	ア 低炭素化促進法第54条第2項に規定する申出がない場合	(ア) 一戸建て住宅の住宅のみの場合(ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体的申請を併せて行う場合に	a 適合証の提出がない場合であって、評価基準が性能基準のとき	1件	円 1万6,700	低炭素化促進法第55条第1項
			b 適合証の提出がない場合であって、評価手法が仕様基準のとき	1件	8,500	
			c 適合証の提出がある場合	1件	2,300	

	III	超え5戸以下の場合 5戸を超え10戸以下の場合	1件	15万4,500
	IV	10戸を超え25戸以下の場合	1件	17万3,900
	V	25戸を超え50戸以下の場合	1件	20万3,100
	VI	50戸を超え100戸以下の場合	1件	24万4,800
	VII	100戸を超え200戸以下の場合	1件	29万3,700
	VIII	200戸を超え300戸以下の場合	1件	35万1,700

			IX 3 00 戸を 超え る場 合	1件	39万4,400
			(b) 共用 部分変 更床面 積が3 00平 方メー トルを 超え2, 000 平方メ ートル 以内の 場合は、 共同住 宅等住 戸数に 応じ、 (i) a (a) に掲げ る区分	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (i) a (a)に掲げ る区分による 金額（以下こ の号において 「(i) a (a)の規 定による金額 」という。） に6万9,50 0円を加算し た金額
			(c) 共用 部分変 更床面 積が2, 000 平方メ ートル を超え 5,00 0平方 メート ル以内 の場合 は、共 同住宅 等住戸 数に応 じ、(i) a (a)に 掲げる 区分	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (i) a (a)の規定 による金額に 16万7,90 0円を加算し た金額
			(d) 共用 部分変 更床面 積が5, 000 平方メ ートル	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (i) a (a)の規定 による金額に 24万6,00 0円を加算し た金額

			を超え 1万平 方メー トル以 内の場 合は、 共同住 宅等住 戸数に 応じ、 (イ) a (a) に掲げ る区分	
			(e) 共用 部分変 更床面 積が1 万平方 メートル を超え 2万 5,00 0平方 メートル 以内 の場合 は、共 同住宅 等住戸 数に応 じ、(イ) a (a) に掲げ る区分	1件 共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) a (a)の規定 による金額に 31万4,90 0円を加算し た金額
			(f) 共用 部分変 更床面 積が2 万5,0 00平 方メー トルを 超える 場合は、 共同住 宅等住 戸数に 応じ、 (イ) a (a) に掲げ る区分	1件 共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) a (a)の規定 による金額に 38万4,50 0円を加算し た金額
b 適	(a)	共用 部分変 更床面		円

合証の提出がない場合であって、評価手法が仕様基準のとき	積が300平方メートル以内の場合、共同住宅等住戸数に応じ、掲げられる区分		
	I 1戸の場合	1件	11万5,500
	II 1戸を超え5戸以下の場合	1件	12万3,000
	III 5戸を超え10戸以下の場合	1件	13万300
	IV 10戸を超え25戸以下の場合	1件	14万400
	V 25戸を超え50戸以下の場合	1件	15万7,500
	VI 50戸を超え100戸以下の場合	1件	18万3,400

				VII 1 00 戸を 超え 20 0戸 以下 の場 合	1件	21万5,900
				VIII 2 00 戸を 超え 30 0戸 以下 の場 合	1件	24万7,700
				IX 3 00 戸を 超え る場 合	1件	26万7,100
			(b)	共用 部分変 更床面 積が3 00平 方メー トルを 超え2, 000 平方メ ートル 以内の 場合は、 共同住 宅等住 戸数に 応じ、 (i) b (a) に掲げ る区分	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (i) b (a)に掲げ る区分による 金額（以下こ の号において 「(i) b (a)の規 定による金額 」という。） に6万9,50 0円を加算し た金額
			(c)	共用 部分変 更床面 積が2, 000 平方メ ートル を超え 5,00 0平方	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (i) b (a)の規定 による金額に 16万7,90 0円を加算し た金額

			メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) に掲げる区分
(d)	共用部分変更床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) の規定による金額に24万6,000円を加算した金額
(e)	共用部分変更床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) の規定による金額に31万4,900円を加算した金額
(f)	共用部分変	1件	共同住宅等住戸数に応じ、

			更床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) に掲げる区分		(イ) b (a) の規定による金額に38万4,500円を加算した金額
			c (a) 共用部分変更床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分		円
			I 1戸の場合	1件	1万1,500
			II 1戸を超え5戸以下の場合	1件	1万3,800
			III 5戸を超え10戸以下の場合	1件	1万7,000
			IV 10戸を超え25戸以下	1件	2万2,300

			の場合 V 2 5戸 を超 え5 0戸 以下 の場合	1件	3万1,200
			の場合 VI 5 0戸 を超 え1 00 戸以 下の 場合	1件	4万8,500
			の場合 VII 1 00 戸を 超え 20 0戸 以下 の場 合	1件	7万1,500
			の場合 VIII 2 00 戸を 超え 30 0戸 以下 の場 合	1件	8万7,900
			の場合 IX 3 00 戸を 超え る場 合	1件	9万3,200
		(b)	共用 部分変 更床面 積が3 00平 方メー トルを 超え2, 000 平方メ ートル 以内の	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) c (a)に掲げ る区分による 金額 (以下こ の号において 「(イ) c (a)の規 定による金額 」という。)に1万7,00 0円を加算し た金額

			場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a) に掲げる区分
		(c)	共用部分変更床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a) に掲げる区分
	1件		共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a) の規定による金額に6万9,500円を加算した金額
		(d)	共用部分変更床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a) に掲げる区分
	1件		共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a) の規定による金額に11万5,500円を加算した金額
		(e)	共用部分変更床面積が1万平方
	1件		共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a) の規定による金額に14万8,30

		メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a) に掲げる区分		0円を加算した金額
		(f) 共用部分変更床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a) に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a) の規定による金額に18万7,600円を加算した金額
	(g) 複合建築物又は住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の場合		1件	複合建築物における共同住宅等の部分の共用部分を共同住宅等の共用部分とみなして適用する(イ)に掲げる区分による金額（住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の場合にあっては、(ア)に掲げる区分による金額）に、複合建築物又は一戸建て住宅の住宅以外の用途に供す

				る部分を1棟の建築物とみなして適用する(エ)に掲げる区分による金額を加算した金額
	(エ) 非住宅建築物の全体的場合		1件	1棟の建築物（複合建築物の場合は共用部分を除く非住宅部分）の計画変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積が増加する場合には、これに当該増加する部分の床面積を加算した面積）について、前号ア(エ)に掲げる区分に応じた金額
イ 低炭素化促進法第5条第4条第2項に規定する申出があった場合	(ア) 一戸建て住宅の住宅のみの場合（ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の申請を併せて行う場合には、(ウ)の規定による。）		1件	第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合には、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額）にア(ア)に掲げる区分による金額を加算した金額
	(イ) 共同住宅等の住棟		1件	第150号に掲げる区分による金額（建

	全体の 場合		築設備の設置 がある場合に あっては、第 200号に掲 げる区分によ る金額を加算 した金額)に ア(イ)に掲げ る区分による 金額を加算した 金額
	(ウ) 複合 建築物 又は住 宅以外 の用途 に供す る部分 を有す る一戸 建て住 宅の建 築物の 全体の 場合	1件	第150号に 掲げる区分に よる金額(建 築設備の設置 がある場合に あっては、第 200号に掲 げる区分によ る金額を加算 した金額)に ア(ウ)に掲げ る区分による 金額を加算した 金額
	(エ) 非住 宅建築 物の全 体の場 合	1件	第150号に 掲げる区分に よる金額(建 築設備の設置 がある場合に あっては、第 200号に掲 げる区分によ る金額を加算 した金額)に ア(エ)に掲げ る区分による 金額を加算した 金額

別表第1第215号を次のように改める。

(215) 建築物 エネルギー 消費性 能向上計 画の認定 申請手数 料	ア 建 築物 省エ ネ法 第3 条第 2項 に定 める 申出 がない場 合	(7) 建 築物 省エ ネ法 第1 5条 第1 項に 規定 する 登録 建築 物エ ネ ルギ ー消 費性 能判 定機 関又 は品 確法 第5 条第 1項 に規 定す る登 録住 宅性 能評 価機 関が 当該 計画 が建 築物 省エ ネ法 第3 5条 第1 項各 号に 掲げ る基 準に 適合 して いる こと を証 する 書類 (以下 この 号か ら第 218 号ま でに おいて 「適合 証」と いう。)又は 性能 評価 書の 添付 がある もの (ウ)、 (オ)又 は(キ) に掲 げる場 合	a 一戸建 て住宅で 評価手法 が性能基 準の場合 は、当該 一戸建て 住宅の床 面積の合 計に応じ、 次に掲げ る区分		円	建築物省 エネ法第 34条第 1項
			(a) 20 0平方 メートル未 満のもの	1件	4,600	
			(b) 20 0平方 メートル以 上のもの	1件	4,600	
			b 共同住 宅等で評 価手法が 性能基準 の場合は、 当該共同 住宅等の 床面積の 合計に応 じ、次に 掲げる区 分			
	(a) 30 0平方 メートル未 満のもの	1件	9,200			
	(b) 30 0平方 メートル以 上 2,00	1件	1万9,700			

	合を除く。)	0 平方メートル未満のもの (c) 2,000 平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	1 件	4万3,900
		(d) 5,000 平方メートル以上のもの	1 件	7万8,700
(イ) 適合証又は性能評価書の添付がないもの(エ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)	a	一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
	(a)	200 平方メートル未満のもの	1 件	3万3,400
	(b)	200 平方メートル以上のもの	1 件	3万7,400
		b 共同住宅等で評価手法が性能基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		

	(a) 30 0平方 メートル未 満のもの	1件	6万7,600
	(b) 30 0平方 メートル以 上	1件	11万2,800
	2,000平方 メートル未 満のもの		
	(c) 2,0 00平方 メートル以 上5,0 00平方 メートル未 満のもの	1件	19万2,200
	(d) 5,0 00平方 メートル以 上のもの	1件	27万5,600
(ウ) 適合 証又は 性能評 価書の 添付が あるも の(ア)、 (オ)又は (キ)に掲 げる場 合を除 く。)	a 一戸建 て住宅で 評価手法 が仕様基 準の場合 は、当該 一戸建て 住宅の床 面積の合 計に応じ、 次に掲げ る区分		
	(a) 20 0平方 メートル未 満のもの	1件	4,600
	(b) 20 0平方 メートル以 上のもの	1件	4,600
	b 共同住 宅等で評		

	<p>評価手法が仕様基準の場合、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分</p> <p>(a) 300平方メートル未満のもの</p> <p>(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p>(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>(d) 5,000平方メートル以上のもの</p>	<p>1件</p> <p>1件</p> <p>1件</p> <p>1件</p>	<p>9,200</p> <p>1万9,700</p> <p>4万3,900</p> <p>7万8,700</p>
(エ) 適合証又は性能評価書の添付がないもの(イ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。	<p>a 一戸建て住宅で評価手法が仕様基準の場合、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分</p> <p>(a) 200平方</p>	<p>1件</p>	<p>1万7,000</p>

	メートル未満のもの (b) 200平方メートル以上のもの	1件	1万8,400
	b 共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
	(a) 300平方メートル未満のもの	1件	3万2,100
	(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	5万5,800
	(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	10万1,000
	(d) 5,000平方メートル以上のもの	1件	15万2,900
(オ) 適合証又は性能評価書の	住宅の部分を有しない建築物（以下「非住宅		

添付があるもの(ア)、(ウ)又は(キ)に掲げる場合を除く。)	」という。))で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	1件	9,200
	a 300平方メートル未満のもの	1件	2万6,200
	b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	7万8,700
	c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	12万4,700
	d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件	15万7,500
	e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	1件	19万6,800
(カ) 適合証又は性能評価書の添付が	非住宅で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方		

ないもの（イ）、（エ）又は（ク）に掲げる場合を除く。）	法の場合は、当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 300 平方メートル未満のもの	1件 8万5,300
		b 300 平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 14万3,000
		c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 23万1,600
		d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件 30万2,500
		e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	1件 36万3,500
		f 2万5,000平方メートル以上のもの	1件 42万6,500
(キ) 適合証又は性能評価書の添付があるもの（ア）、（ウ）又は（オ）に掲げる場合を除く。）	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 300	1件 9,200

	く。)	平方メートル未満のもの b 300	1件	2万6,200
		平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの c 2,000	1件	7万8,700
		平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの d 5,000	1件	12万4,700
		平方メートル以上1万平方メートル未満のもの e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの f 2万5,000平方メートル以上のもの	1件	15万7,500
			1件	19万6,800
(ク)	適合証又は性能評価書の添付がないもの(イ)、(エ)又は(カ)に掲げる場合を除く。)	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 a 300平方メートル未満のもの b 300平方メートル以上2,000	1件	22万3,100
			1件	36万900

		平方メートル未満のもの	c	2,000	1件	51万5,100
		平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	d	5,000	1件	63万4,500
		平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	e	1万	1件	75万
		平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	f	2万5,000	1件	85万5,600
		(ケ) 住宅及び非住宅の複合建築物			1件	住宅及び非住宅に該当する部分の床面積ごとに(ア)から(ク)までに該当する金額を合計した金額
イ	建築物省エネ法第3条第2項に定める出あ場	(ア) 適合又は性能評価書添付があるもの(ウ)、(オ)又は(キ)に掲げる場合を除く。	a	一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合	1件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあっては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に、ア(ア)aに掲げる区分による金額を加算した金額
			b	共同住宅	1件	当該共同住宅

		宅等で評価手法が性能基準の場合		等の床面積の床面積の合計第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア(ア) bに掲げる区分による金額を加算した金額
(イ) 適合証又は性能評価書の添付がないもの(エ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。	a	一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合	1件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア(イ) aに掲げる区分による金額を加算した金額
	b	共同住宅等で評価手法が性能基準の場合	1件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア(イ) bに掲げる区分による金額を加算した金額
(ウ) 適合証又は性能評価書の	a	一戸建て住宅で評価手法が仕様基	1件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、第150号に

		添付があるもの(ア)、(オ)又は(キ)に掲げる場合を除く。)	準の場合	掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合においては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に、ア(ウ) a に掲げる区分による金額を加算した金額
		b 共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合	1件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合においては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に、ア(ウ) b に掲げる区分による金額を加算した金額
	(エ) 適合証又は性能評価書の添付がないもの(イ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で評価手法が仕様基準の場合	1件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合においては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に、ア(エ) a に掲げる区分による金額を加算した金額
		b 共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合	1件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置

			がある場合にあっては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に、ア(エ)bに掲げる区分による金額を加算した金額
(オ) 適合証又は性能評価書の添付があるもの(ア)、(ウ)又は掲げる場合を除く。	非住宅で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合	1件	当該非住宅の床面積の合計に応じ、第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあっては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に、ア(オ)に掲げる区分による金額を加算した金額
(カ) 適合証又は性能評価書の添付がないもの(イ)、(エ)又は掲げる場合を除く。	非住宅で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合	1件	当該非住宅の床面積の合計に応じ、第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあっては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に、ア(カ)に掲げる区分による金額を加算した金額
(キ) 適合証又は性能評価書の添付があるもの(ア)、(ウ)又は掲げる場合を除く。	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合	1件	当該非住宅の床面積の合計に応じ、第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあっては、第200号に掲げる区分による金額を加算した

				額)に、ア(キ)に掲げる区分による金額を加算した金額
	(ク) 適合証又は性能評価書の添付がないもの(イ)、(エ)又は掲げる場合を除く。	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合	1件	当該非住宅の床面積の合計に応じ、第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあっては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に、ア(ク)に掲げる区分による金額を加算した金額
	(ケ) 住宅及び非住宅の複合建築物		1件	住宅及び非住宅に該当する部分の床面積ごとに(ア)から(ク)までに該当する金額を合計した金額

別表第1第217号を次のように改める。

(217) 建築物 エネルギー 消費性 能向上計 画の変更 認定申請 手数料	ア 建 築物 省エ ネ法 第3 条第 2項 に規 定す る申 出な い場 合	(7) 適合 証又は 性能評 価書の 添付が あるも の(ウ)、 (オ)又は (キ)に掲 げる場 合を除 く。)	a 一戸建 て住宅で 評価手法 が性能基 準の場合 は、当該 一戸建て 住宅の床 面積の合 計に応じ、 次に掲げ る区分		円	建築物省 エネ法第 36条第 1項
			(a) 20 0平方 メートル未 満のもの	1件	2,300	
			(b) 20 0平方 メートル以 上のもの	1件	2,300	
			b 共同住 宅等で評 価手法が 性能基準 の場合は、 当該共同 住宅等の 床面積の 合計に応 じ、次に 掲げる区 分			
			(a) 30 0平方 メートル未 満のもの	1件	4,600	
			(b) 30 0平方 メートル以 上 2,000 平方 メートル未 満のもの	1件	9,800	
(c) 2,0 00平方 メートル以 上5,0 00平	1件	2万1,900				

		方メー トル未 満のも の (d) 5,0 00平 方メー トル以 上のも の	1件	3万9,300	
(イ) 適合 証又は 性能評 価書の 添付が ないも の(エ)、 (カ)又は (ク)に掲 げる場 合を除 く。)	a	一戸建 て住宅で 評価手法 が性能基 準の場合 は、当該 一戸建て 住宅の床 面積の合 計に応じ、 次に掲げ る区分	(a) 20 0平方 メートル 未満の もの	1件	1万6,700
			(b) 20 0平方 メートル 以上の もの	1件	1万8,700
	b	共同住 宅等で評 価手法が 性能基準 の場合は、 当該共同 住宅等の 床面積の 合計に応 じ、次に 掲げる区 分	(a) 30 0平方 メートル 未満の もの	1件	3万3,800
			(b) 30 0平方 メートル 以上 2,00	1件	5万6,400

		0平方メートル未満のもの (c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	9万6,100
		(d) 5,000平方メートル以上のもの	1件	13万7,800
(ウ) 適合証又は性能評価書の添付があるもの(ア)、(オ)又は(キ)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で評価手法が仕様基準の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未満のもの	1件	2,300
		(b) 200平方メートル以上のもの	1件	2,300
	b 共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			

	(a) 30 0平方 メートル未 満のもの	1件	4,600
	(b) 30 0平方 メートル以 上	1件	9,800
	(c) 2,0 00平方 メートル以 上5,0 00平方 メートル未 満のもの	1件	2万1,900
	(d) 5,0 00平方 メートル以 上のもの	1件	3万9,300
(エ) 適合 証又は評 価書の添 付がない もの(イ)、 (カ)又は (ク)に掲 げる場合 を除く。)	a 一戸建 て住宅で 評価手法 が仕様基 準の場合 は、当該 一戸建て 住宅の床 面積の合 計に応じ、 次に掲げ る区分		
	(a) 20 0平方 メートル未 満のもの	1件	8,500
	(b) 20 0平方 メートル以 上のもの	1件	9,200
	b 共同住 宅等で評		

	<p>価手法が仕様基準の場合、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分</p> <p>(a) 300平方メートル未満のもの</p> <p>(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p>(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>(d) 5,000平方メートル以上のもの</p>	<p>1件</p> <p>1件</p> <p>1件</p> <p>1件</p>	<p>1万6,000</p> <p>2万7,900</p> <p>5万500</p> <p>7万6,400</p>
(オ)	<p>適合証又は性能評価書の添付があるもの(ア)、(ウ)又は(キ)に掲げる場合を除く。) 非住宅で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合、当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分</p> <p>a 300平方メートル未満</p>	<p>1件</p>	<p>4,600</p>

		トル未満のもの c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	11万5,800
		d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件	15万1,200
		e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	1件	18万1,700
		f 2万5,000平方メートル以上のもの	1件	21万3,200
(※)	適合証又は性能評価書の添付があるもの(ア)、(ウ)又は(オ)に掲げる場合を除く。)	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
		a 300平方メートル未満のもの	1件	4,600
		b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	1万3,100
		c 2,000平方メートル以上5,000平方メ	1件	3万9,300

		<p>ートル未 満のもの d 5,000 0平方メ ートル以 上1万平 方メート ル未満の もの e 1万平 方メート ル以上2 万5,000 0平方メ ートル未 満のもの f 2万5, 000平 方メート ル以上の もの</p>	<p>1件 1件 1件</p>	<p>6万2,300 7万8,700 9万8,400</p>
(7)	適合 証又は 性能評 価書の 添付が ないも の(イ)、 (エ)又は (カ)に掲 げる場 合を除 く。)	<p>非住宅で評 価手法が標 準入力法又 は主要室入 力法の場合 は、当該非 住宅の床面 積の合計に 応じ、次に 掲げる区分 a 300 平方メ ートル未満 のもの b 300 平方メ ートル以 上2,000 平方メ ートル未 満のもの c 2,000 平方メ ートル以 上5,000 平方メ ートル未 満のもの d 5,000 平方メ ートル以 上1万平 方メート</p>	<p>1件 1件 1件 1件</p>	<p>11万1,500 18万400 25万7,500 31万7,200</p>

(イ) 適合証又は性能評価書の添付がないもの(エ)、(カ)又は掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合	1件	た金額 当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に、ア(イ)aに掲げる区分による金額を加算した金額
	b 共同住宅等で評価手法が性能基準の場合	1件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に、ア(イ)bに掲げる区分による金額を加算した金額
(ウ) 適合証又は性能評価書の添付があるもの(ア)、(キ)又は掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で評価手法が仕様基準の場合	1件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に、ア(ウ)aに掲げる区分による金額を加算した金額
	b 共同住宅等で評	1件	当該共同住宅等の床面積の

		価手法が仕様基準の場合		合計に応じ、第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合においては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア(ウ) bに掲げる区分による金額を加算した金額
(エ)	適合証又は性能評価書の添付がないもの(イ)、(カ)又は掲げる場合を除く。	a 一戸建て住宅で評価手法が仕様基準の場合	1件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合においては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア(エ) aに掲げる区分による金額を加算した金額
		b 共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合	1件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合においては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア(エ) bに掲げる区分による金額を加算した金額
(オ)	適合証又は性能評価書の添付が	非住宅で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方	1件	当該非住宅の床面積の合計に応じ、第150号に掲げる区分による

	あるもの(ア)、(ウ)又は(キ)に掲げる場合を除く。	法の場合		金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に、ア(ウ)に掲げる区分による金額を加算した金額
(カ)	適合証又は性能評価書の添付がないもの(イ)、(エ)又は(ク)に掲げる場合を除く。	非住宅で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合	1件	当該非住宅の床面積の合計に応じ、第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に、ア(カ)に掲げる区分による金額を加算した金額
(キ)	適合証又は性能評価書の添付があるもの(ア)、(ウ)又は(オ)に掲げる場合を除く。	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合	1件	当該非住宅の床面積の合計に応じ、第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に、ア(キ)に掲げる区分による金額を加算した金額
(ク)	適合証又は性能評価書の添付がないもの(イ)、(エ)又は(カ)に掲げる場合を除く。	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合	1件	当該非住宅の床面積の合計に応じ、第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金

	く。)			額を加算した額)に、ア(ク)に掲げる区分による金額を加算した金額
	(ケ) 住宅及び非住宅の複合建築物		1件	住宅及び非住宅に該当する部分の床面積ごとに(ア)から(ク)までに該当する金額を合計した金額
ウ	複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の場合		1件	計画の変更に係る一の建築物ごとのア及びイに掲げる区分に応じた金額を合計した金額

別表第1第218号ア a(a)及び(b)中「5,000」を「4,600」に改め、同ア b(a)中「1万」を「9,200」に改め、同 b(b)中「2万3,000」を「1万9,700」に改め、同 b(c)中「5万2,000」を「4万3,900」に改め、同 b(d)中「9万4,000」を「7万8,700」に改め、同号イ a(a)中「4万」を「3万3,400」に改め、同 a(b)中「4万4,000」を「3万7,400」に改め、同イ b(a)中「8万」を「6万7,600」に改め、同 b(b)中「13万4,000」を「11万2,800」に改め、同 b(c)中「22万9,000」を「19万2,200」に改め、同 b(d)中「32万9,000」を「27万5,600」に改め、同号ウ a(a)及び(b)中「4,700」を「4,600」に改め、同ウ b(a)中「9,500」を「9,200」に改め、同 b(b)中「2万400」を「1万9,700」に改め、同 b(c)中「4万5,700」を「4万3,900」に改め、同 b(d)中「8万1,800」を「7万8,700」に改め、同号エ a(a)中「1万7,700」を「1万7,000」に改め、同 a(b)中「1万9,100」を「1万8,400」に改め、同エ b(a)中「3万3,400」を「3万2,100」に改め、同 b(b)中「5万7,900」を「5万5,800」に改め、同 b(c)中「10万5,000」を「10万1,000」に改め、同 b(d)中「15万8,900」を「15万2,900」に改め、同号オ a中「1万」を「9,200」に改め、同オ b中「3万1,000」を「2万6,200」に改め、同オ c中「9万4,000」を「7万8,700」に改め、同オ d中「14万9,000」を「12万4,700」に改め、同オ e中「18万8,000」を「15万7,500」に改め、同オ f中「23万5,000」を「19万6,800」に改め、同号カ a中「10万2,000」を「8万5,300」に改め、同カ b中「17万1,000」を「14万3,000」に改め、同カ c中「27万6,000」を「23万1,600」に改め、同カ d中「36万1,000

」を「30万2,500」に改め、同カe中「43万4,000」を「36万3,500」に改め、同カf中「51万」を「42万6,500」に改め、同号キa中「1万」を「9,200」に改め、同キb中「3万1,000」を「2万6,200」に改め、同キc中「9万4,000」を「7万8,700」に改め、同キd中「14万9,000」を「12万4,700」に改め、同キe中「18万8,000」を「15万7,500」に改め、同キf中「23万5,000」を「19万6,800」に改め、同号クa中「26万6,000」を「22万3,100」に改め、同クb中「43万1,000」を「36万900」に改め、同クc中「61万5,000」を「51万5,100」に改め、同クd中「75万8,000」を「63万4,500」に改め、同クe中「89万6,000」を「75万」に改め、同クf中「102万3,000」を「85万5,600」に改める。

第2条 長崎市手数料条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「第233号」を「第236号」に改める。

第6条第2項中「第205号、第206号、第211号及び第212号」を「第208号、第209号、第214号及び第215号」に改める。

別表第1中第260号を第263号とし、第218号から第259号までを3号ずつ繰り下げ、同表第217号中「第200号」を「第203号」に改め、同号を同表第220号とし、同表中第216号を第219号とし、同表第215号中「第218号」を「第221号」に、「第200号」を「第203号」に改め、同号を同表第218号とし、同表中第214号を第217号とし、第213号を第216号とし、同表第212号中「第200号」を「第203号」に改め、同号を同表第215号とし、同表第211号中「第200号」を「第203号」に改め、

同号を同表第214号とし、同表中第210号を第213号とし、第207号から第209号までを3号ずつ繰り下げ、同表第206号中「第200号」を「第203号」に改め、同号を同表第209号とし、同表第205号中「第200号」を「第203号」に改め、同号を同表第208号とし、同表中第204号を第207号とし、第192号から第203号までを3号ずつ繰り下げ、同表第191号中「22万円」を「19万9,100円」に、「2万8,000円」を「2万3,700円」に改め、同号を同表第194号とし、同表第190号中「22万円」を「19万9,100円」に、「2万8,000円」を「2万3,700円」に改め、同号を同表第193号とし、同表第189号中「7万8,000円」を「6万3,600円」に、「2万8,000円」を「2万3,700円」に改め、同号を同表第192号とし、同表第188号中「22万円」を「19万9,100円」に、「2万8,000円」を「2万3,700円」に改め、同号を同表第191号とし、同表第187号中「22万円」を「19万9,100円」に、「2万8,000円」を「2万3,700円」に改め、同号を同表第190号とし、同表第186号中「7万8,000円」を「6万3,600円」に、「2万8,000円」を「2万3,700円」に改め、同号を同表第189号とし、同表第185号中「7万8,000円」を「6万3,600円」に、「2万8,000円」を「2万3,700円」に改め、同号を同表第188号とし、同表中第184号を第187号とし、第174号から第183号までを3号ずつ繰り下げ、第173号を第175号とし、同号の次に次の1号を加える。

(176) 高度地区における建築物の高さの特例許可		1 件	15万4,200	建築基準法第58条第2項
---------------------------	--	-----	----------	--------------

申請手数料				
-------	--	--	--	--

別表第1中第172号を第174号とし、同表第171号中「16万」を「15万4,200」に、「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同号を同表第173号とし、同号の前に次の1号を加える。

(172) 建築物の 高さの 許可申請 手数料		1件	15万4,200	建築基準 法第55 条第3項
----------------------------------	--	----	----------	----------------------

別表第1第170号中「2万7,000」を「2万5,800」に改め、同号を同表第171号とし、同表中第169号を第170号とし、同表第168号中「3万3,000」を「3万2,600」に改め、同号を同表第169号とし、同表第167号中「16万」を「15万4,200」に改め、同号を同表第168号とし、同号の前に次の1号を加える。

(167) 建築物 の延べ面 積の特例 認定申請 手数料		1件	2万5,800	建築基準 法第52 条第6項 第3号
--	--	----	---------	-----------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請されるものについて適用し、同日前に申請されたものについては、なお従前の例による。

令和5年2月20日提出

長崎市長 田上富久

理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能基準の適合性判定に係る簡易な評価方法による手数料の額を定めたいのと、当該適合性判定に係る手数料の額を見直したい。
- 2 建築基準法の一部が改正され、建築物の容積率等に関する制限の緩和に係る手続が合理化されたことに伴い、当該手続に係る認定申請等の手数料の額を定めたい。

第 3 7 号議案

長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年長崎市条例第 4 4 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

(安全計画の策定等)

第 7 条の 2 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この条及び次条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第7条の3 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

ない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附則第3項中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の次に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年長崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関

する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

(長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元年長崎市条例第80号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年長崎市条例第42号)第3条に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。))をいう。以下同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第7条に次の1項を加える。

- 9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支

援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第41条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなけ

ればならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第47条を次のように改める。

第47条 削除

第61条中「第12条」の次に「及び第47条」を加える。

第62条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第70条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第79条中「第48条まで」を「第46条まで、第48条」に改める。

第 99 条及び第 104 条中「第 39 条の 2」の次に「、第 41 条の 2、第 41 条の 3 第 1 項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 13 条の改正規定、第 2 条中長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 14 条の改正規定並びに第 3 条中長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 47 条の改正規定、第 61 条の改正規定及び第 79 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 1 条の規定による改正後の長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新児童福祉施設基準条例」という。）第 7 条の 2（保育所に係るものを除く。）及び第 3 条の規定による改正後の長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定通所支援基準等条例」という。）第 41 条の 2（第 61 条、第 65 条、第 79 条、第 86 条、第 87 条、第 91 条、第 99 条及び第 104 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 3 新児童福祉施設基準条例第 7 条の 3 第 2 項の規定の適用については、

保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

4 第2条の規定による改正後の長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

5 新指定通所支援基準等条例第41条の3第2項（第61条、第65条、第79条、第86条、第87条及び第91条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及び

これを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

令和5年2月20日提出

長崎市長 田上 富久

理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、安全計画の策定等に係る基準等を整備したいので、この条例案を提出する。

第 38 号議案

長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例（平成 26 年長崎市条例第 39 号）の一部を次のように改正
する。

第 26 条を次のように改める。

第 26 条 削除

第 51 条中「第 23 条から」の次に「第 25 条まで、第 27 条から」を
加える。

第 54 条第 6 項中「第 5 項」を「第 4 項」に、「第 4 項中」を「
交付する」とあるのは「得る」と、第 3 項中「前項各号」とあるのは「第
6 項において準用する前項各号」と、第 4 項中「第 2 項の」とあるのは「
第 6 項において準用する第 2 項の」と、「」に改め、「第 5 項中」の次に「
前項」とあるのは「第 6 項において準用する前項」と、「」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 2 月 20 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て
支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設の

管理者の懲戒に係る権限の濫用禁止に係る基準を見直す必要があるのと、
その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 3 9 号議案

長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年長崎市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「場合には」を「場合は」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定は、法第 1 4 条第 6 項に規定する園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第 9 条第 3 項中「第 1 2 条」を「第 1 2 条第 2 項」に改める。

第 1 2 条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定は、保育室等については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第 1 8 条中「第 1 3 条まで」を「第 1 2 条の 2 まで」に改め、同条の表第 1 3 条の項を次のように改める。

第 1 2 条の 2 第 1 項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満 3 歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	及び	並びに

第18条の表第20条第1項の項中「(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)」を削り、同表第40条第1項の項中「園長」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長(以下「園長」という。)」に改める。

附則第11項中「前2項」を「前4項」に、「又は市長」を「、市長」に、「をもって」を「又は看護師等をもって」に、「並びに市長」を「、市長」に、「の総数」を「並びに看護師等の総数」に改め、同項を附則第13項とし、同項の前に次の2項を加える。

11 第6条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第6条第3項の表備考第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

12 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月20日提出

長崎市長 田上富久

理 由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園における業務継続計画の策定等に係る基準等を整備する必要があるので、この条例案を提出する。

第 4 0 号議案

長崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

長崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 3 0 年長崎市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改める。

附則第 7 項の表に次のように加え、同項を附則第 8 項とする。

附則第 7 項	第 5 条第 2 項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等
---------	---------------------------------------	------

附則第 6 項の次に次の 1 項を加える。

- 7 第 5 条第 2 項により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1 人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満 1 歳未満の子どもの数が 4 人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の資格に関する特例を見直したいので、この条例案を提出する。

第 4 1 号議案

長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年長崎市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 7 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 7 条の 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、

取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的 to 業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的 to 実施する」に改める。

附則第4項中「第11条第4項」を「第11条第5項」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の

改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

令和5年2月20日提出

長崎市長 田上 富久

理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業における安全計画の策定等に係る基準等を整備したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 4 2 号議案

長崎市交通遺児教育手当条例の一部を改正する条例

長崎市交通遺児教育手当条例（昭和 4 6 年長崎市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号ア中「同項第 1 1 号の 3」を「同項第 1 1 号の 4」に、「車いす」を「車」に改め、同項第 3 号中「者をいう」を「ものをいう」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定及び第 3 条第 1 項第 3 号の改正規定は、公布の日から施行する。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

道路交通法の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 4 3 号議案

長崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長崎市国民健康保険条例（昭和 3 4 年長崎市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「4 0 万 8, 0 0 0 円」を「4 8 万 8, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金から適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

健康保険法施行令の一部が改正され、出産育児一時金の支給額が引き上げられたことに伴い、本市においても同様の措置を講じたいので、この条例案を提出する。

第 4 4 号議案

長崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

長崎市旅館業法施行条例（平成 2 4 年長崎市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 4 号中「第 2 9 条」を「第 3 1 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

博物館法の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるので、この条例案を提出する。

第 4 5 号議案

長崎市野母崎ふれあい新港条例を廃止する条例

長崎市野母崎ふれあい新港条例（平成 1 6 年長崎市条例第 4 5 号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

利用状況等を総合的に勘案し、長崎市野母崎ふれあい新港を廃止したい
ので、この条例案を提出する。

第 4 6 号議案

辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、本市の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

高島辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めたいが、この総合整備計画を定めるに当たっては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

総 合 整 備 計 画 書

長崎県長崎市	高島辺地
辺地の人口	3 0 5 人
辺地の面積	1. 2 km ²

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

長崎市高島町

(2) 地域の中心の位置

長崎市高島町 2 7 0 9 番地 1 5

(3) 辺地度点数

1 6 0 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

(1) 消防車両等整備事業

狭あいな生活道路が存在することから、車両進入困難な場所において活用する小型動力ポンプ並びに同ポンプ及び消火活動用資機材を積載する小型動力ポンプ付積載車を老朽化に伴い整備し、当該辺地内の消防団の機動力向上と消防活動の迅速化を図る。

(2) 飛島磯釣り公園施設整備事業

飛島磯釣り公園は、年間を通して集客が可能なレクリエーション施設であり、春季から秋季にかけて多くの利用者が訪れることから、老

朽化した施設の整備を行い、施設の安全性の確保を図る。

(3) 高島海水浴場・高島ふれあいキャンプ場施設整備事業

高島海水浴場及び高島ふれあいキャンプ場は、高島の観光の中心的なスポットであり、夏季は多くの海水浴客等が訪れることから、老朽化した施設の整備を行い、施設の安全性の確保を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	長崎市	3,800		3,800	3,700
観光・レクリエーション施設	長崎市	45,900		45,900	45,900
合計		49,700		49,700	49,600

「参 照」

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第 3 条第 1 項 この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

第 4 7 号議案

辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、本市の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

池島辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めたいが、この総合整備計画を定めるに当たっては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

「別 紙」

総 合 整 備 計 画 書

長崎県長崎市	池島辺地
辺地の人口	1 0 7 人
辺地の面積	1. 1 km ²

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

長崎市池島町

(2) 地域の中心の位置

長崎市池島町 1 5 9 7 番地 2

(3) 辺地度点数

1 8 0 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

(1) 医療機器整備事業

池島診療所は、島内唯一の医療機関であることから、適切な医療や医療に対する安全安心のため、医療機器の整備を行い、地域医療体制の確保を図る。

(2) 池島中央会館整備事業

池島中央会館は、地域住民の交流及び教養の向上を図るための施設であり、島内唯一の宿泊施設であるが、同施設の設備が老朽化していることから、整備を行い、利用者の利用環境の向上と施設の安全性の

確保を図る。

(3) 離島振興センター施設整備事業

池島開発総合センターは、離島における産業及び社会教育の振興、保健福祉の増進並びにコミュニティ活動の推進を図るための施設であるが、同施設の設備が老朽化していることから、整備を行い、利用者の利用環境の向上を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
診療施設	長崎市	4,100		4,100	4,100
公民館その他の集会施設	長崎市	62,100		62,100	62,100
合計		66,200		66,200	66,200

第 4 8 号議案

辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、本市の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

尾戸辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めたいが、この総合整備計画を定めるに当たっては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

「別 紙」

総 合 整 備 計 画 書

長崎県長崎市	尾戸辺地
辺地の人口	5 8 7 人
辺地の面積	6. 8 1 km ²

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

長崎市琴海尾戸町、琴海大平町

(2) 地域の中心の位置

長崎市琴海尾戸町 4 0 0 番地 2

(3) 辺地度点数

1 4 9 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

農業集落排水事業

小口地区における農業集落排水施設は、接続している周辺家屋から排出されたし尿・雑排水を処理し放流する重要な施設であるが、同施設の設備が老朽化していることから、整備を行い、地域の生活環境の改善を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和 5 年度から令和 9 年度まで 5 年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
下水処理施設	長崎市	60,909	28,337	32,572	16,000
合計		60,909	28,337	32,572	16,000

第 4 9 号議案

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、本市の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

道路改良（市道形上岳線）の事業費の増額に伴い、形上辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更したいが、この変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

「別 紙」

形上辺地の総合整備計画（令和２年３月１３日議決）の一部を次のよう
に変更する。

３ 公共的施設の整備計画の表道路の項を次のように改める。

道路	長崎市	80,500		80,500	80,500
----	-----	--------	--	--------	--------

３ 公共的施設の整備計画の表合計の項を次のように改める。

合 計		87,464	2,015	85,449	82,919
-----	--	--------	-------	--------	--------

「参 考」

総 合 整 備 計 画 書

長崎県長崎市	形上辺地
辺地の人口	73人
辺地の面積	4.02km ²

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

長崎市琴海形上町

(2) 地域の中心の位置

長崎市琴海形上町2738番地2

(3) 辺地度点数

116点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

道路改良（市道形上岳線）

本線は、形上地区と隣接する西海市を結ぶ重要な生活道路であるとともに、農業等の産業振興に寄与する路線であるが、幅員が3～4mと狭く、カーブも多いため見通しが悪く離合にも大変危険な状況であることから、拡幅改良を早急に実施し安全性の確保を図る。

超高速インターネット環境整備事業

市民生活にとって重要な社会基盤となる光回線の環境整備が進んでおらず、超高速インターネットサービスが提供されている地区との間

で情報格差が生じているため、電気通信事業者による光回線の整備を支援することにより、情報通信基盤の整備を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	長崎市	55,000		55,000	55,000
電気通信施設	民間事業者	6,964	2,015	4,949	2,419
合計		61,964	2,015	59,949	57,419

「参 照」

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第3条第1項 この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

第3条第8項 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

第 5 0 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 長崎市本庁舎ほか解体工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 4 7 2, 0 3 8, 9 4 6 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 7 年 1 月 1 0 日まで
- 5 相 手 方 上滝・谷川建設特定建設工事共同企業体

代表者 長崎市新地町 5 番 1 7 号

株式会社上滝

代表取締役 上 滝 満

長崎市岡町 9 番 1 号

株式会社谷川建設

代表取締役 谷 川 喜 一

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎市本庁舎ほか解体工事の請負については、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

長崎市本庁舎ほか解体工事の概要

1 工 事 場 所 桜町

2 工 事 内 容

- (1) 本館解体工事 一式
- (2) 議会棟解体工事 一式
- (3) 外構解体工事 一式

3 解体する建物

(1) 構 造

- ア 本 館 鉄筋コンクリート造地下2階地上5階建
- イ 議会棟 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上4階建

(2) 延べ面積

- ア 本 館 11,397.64平方メートル
- イ 議会棟 2,675.98平方メートル

「参 照」

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

第 5 1 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 長崎駅東口ロンググループ 2 期建設主体工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 3 6 8, 6 7 6, 4 7 4 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 6 年 4 月 3 0 日まで
- 5 相 手 方 長崎市飽の浦町 9 番 4 号
株式会社日東建設
代表取締役 大 田 光 敏

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎駅東口ロンググループ 2 期建設主体工事の請負については、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

長崎駅東口ロンググループ 2 期建設主体工事の概要

1 工事場所 尾上町

2 工事内容

(1) 建築物の構造 鉄骨造（一部木造）

(2) 建築物の面積 建築面積 5 1 2 平方メートル

延べ面積 3 6 平方メートル

第 5 2 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 長崎駅周辺土地区画整理事業高架広場撤去工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 3 2 5, 1 8 1, 9 3 1 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 6 年 9 月 6 日まで
- 5 相 手 方 長興・加藤特定建設工事共同企業体

代表者 長崎市三原 1 丁目 5 番 4 3 - 8 0 9 号

長興産業株式会社

代表取締役 村 山 和 紀

長崎市竹の久保町 2 0 番 9 号

加藤産業株式会社

代表取締役 加 藤 博 文

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎駅周辺土地区画整理事業高架広場撤去工事の請負については、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

長崎駅周辺土地区画整理事業高架広場撤去工事の概要

- 1 工事場所 大黒町及び尾上町
- 2 工事内容 延 長 76メートル
高架広場上部撤去工 一式
高架広場下部撤去工 一式
仮 設 工 一式

第 5 3 号議案

工事の施行協定の一部変更について

令和 3 年 6 月 2 2 日に議会の議決を得て締結し、及び令和 4 年 1 1 月 4 日に専決処分して一部変更した長崎駅周辺土地区画整理事業に伴う路面電車軌道移設工事の施行協定の一部を次のとおり変更するものとする。

2 協定の金額 1, 4 3 1, 8 0 5, 3 2 0 円

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎駅周辺土地区画整理事業に伴う路面電車軌道移設工事の施行協定については、労務単価等が著しく上昇したため、協定の金額を変更する必要があるため、この議案を提出する。

「参 考」

(令和3年6月22日議決)

工事の施行協定の締結について

次のとおり工事の施行協定を締結するものとする。

- 1 協定の目的 長崎駅周辺土地区画整理事業に伴う路面電車軌道移設工事の施行
- 2 協定の金額 1,296,196,000円(令和4年11月4日に専決処分して1,314,387,800円に変更)
- 3 工 期 議会の議決を得た日から令和5年3月31日まで
- 4 相手方 長崎市大橋町4番5号
長崎電気軌道株式会社
代表取締役社長 中 島 典 明

第 5 4 号議案

土地の処分について

次の土地を売り払うものとする。

所 在	地 番	地 目	面 積
長崎市小瀬戸町	7 3 3 番 4	雑種地	11,783.5平方メートル

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

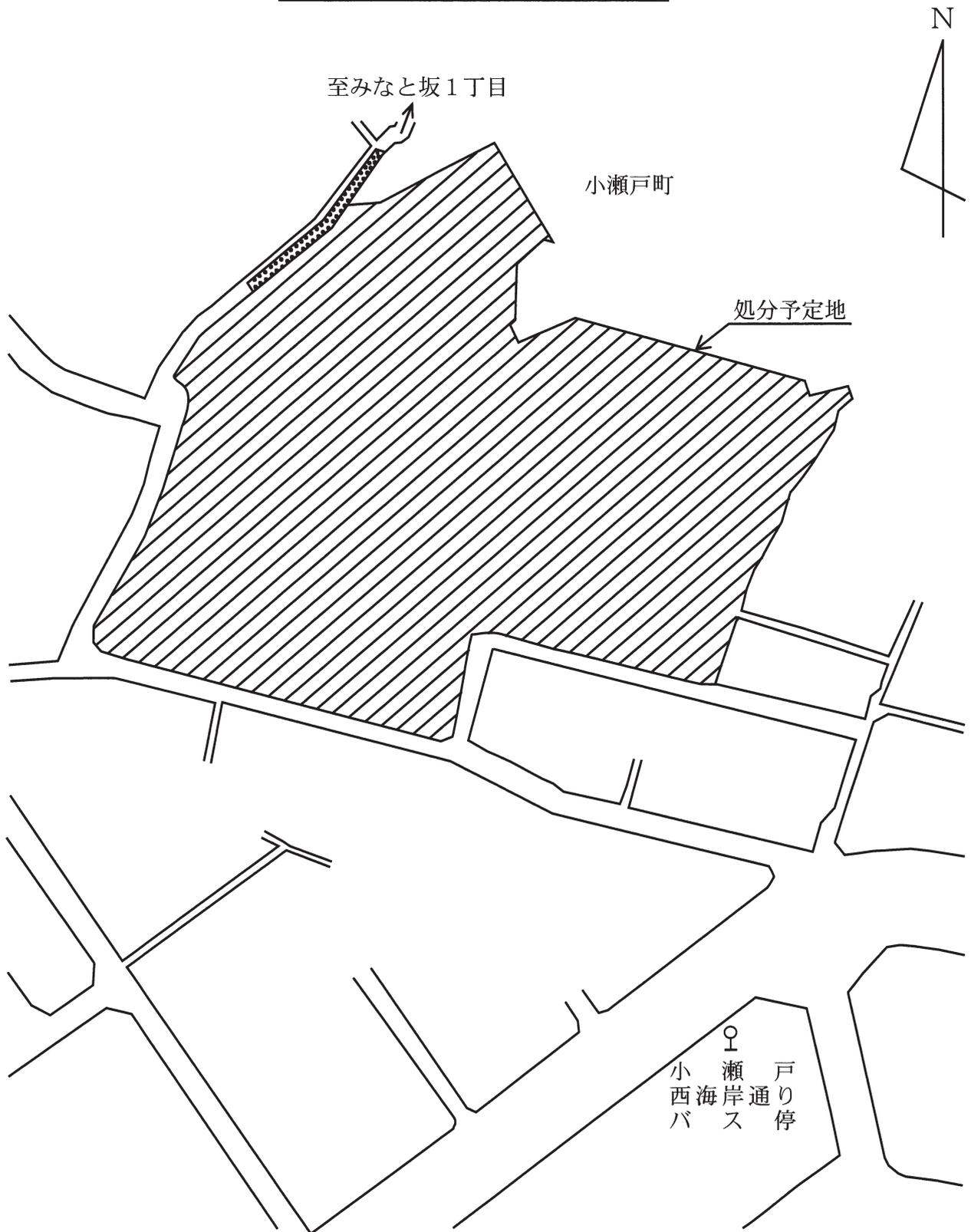
長崎市長 田 上 富 久

理 由

前記の土地を売り払いたいが、この土地の売払いについては、その予定価格が2,000万円以上であり、かつ、その面積が5,000平方メートル以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

処分予定地位置図



「参 照」

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

第 5 5 号議案

土地の処分について

次の土地を売り払うものとする。

所 在	地 番	地 目	面 積
長崎市田中町	5 1 3 番 2	雑種地	22,409.12平方メートル

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

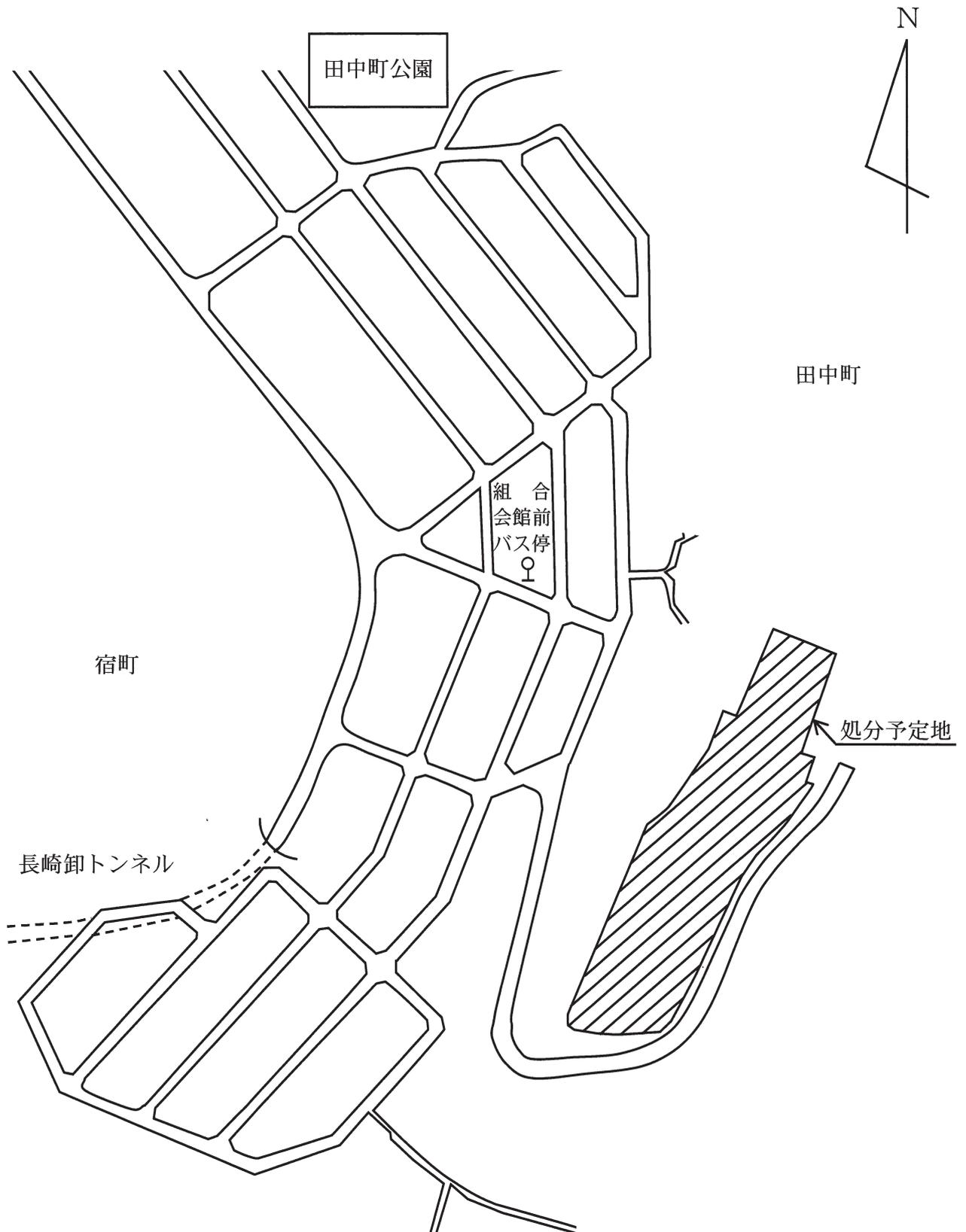
長崎市長 田 上 富 久

理 由

前記の土地を売り払いたいが、この土地の売払いについては、その予定価格が2,000万円以上であり、かつ、その面積が5,000平方メートル以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

処分予定地位置図



第 5 6 号議案

権利の放棄について

銅座町財産区は、次の権利を放棄するものとする。

株式会社串源に対する建物賃料1,450,000円及びこれに係る遅延損害金並びに違約金680,000円の金銭債権

令和5年2月20日提出

長崎市長 田上富久

理 由

銅座町財産区の株式会社串源に対する建物賃料等の金銭債権について、回収の見込みがないため、当該金銭債権を放棄したいが、この権利の放棄については、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

金銭債権の概要

1 銅座町財産区が所有する建物の賃貸借契約に係る金銭債権

(1) 賃料及び遅延損害金

ア 賃 料 1,450,000円

イ 発生年度 平成30年度

ウ 遅延損害金 納入期限の翌日から納入の日までの期間に応じ、年
2.7%の割合を乗じて計算した金額

(2) 建物賃貸借契約解除に伴う違約金

ア 違 約 金 680,000円

イ 発生年度 平成30年度

2 建物の所在地 長崎市銅座町306番地1

3 相手方 長崎市銅座町14番6号

株式会社串源

代表取締役 辻 丸 博 行

「参 照」

地方自治法

第96条第1項（抜粋） 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

第 5 7 号議案

土地の無償貸付けについて

次のとおり土地を無償で貸し付けるものとする。

1 貸し付ける土地

所 在	地 番	地 目	面 積	備 考
長崎市田中町	2 2 9 7 番 3	山 林	5 1 5 . 4 9 平方 メートル	一 部
同	2 3 3 6 番 9			一 部

2 貸付けの目的

地域と連携して実施する障害福祉サービス事業の用に供するため

3 貸付けの相手方

長崎市田中町 3 4 5 0 番地 1 5

特定非営利活動法人ポニーランド長崎

理事長 犬 塚 博 二

4 貸付期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 1 月 3 1 日まで

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

長崎市長 田 上 富 久

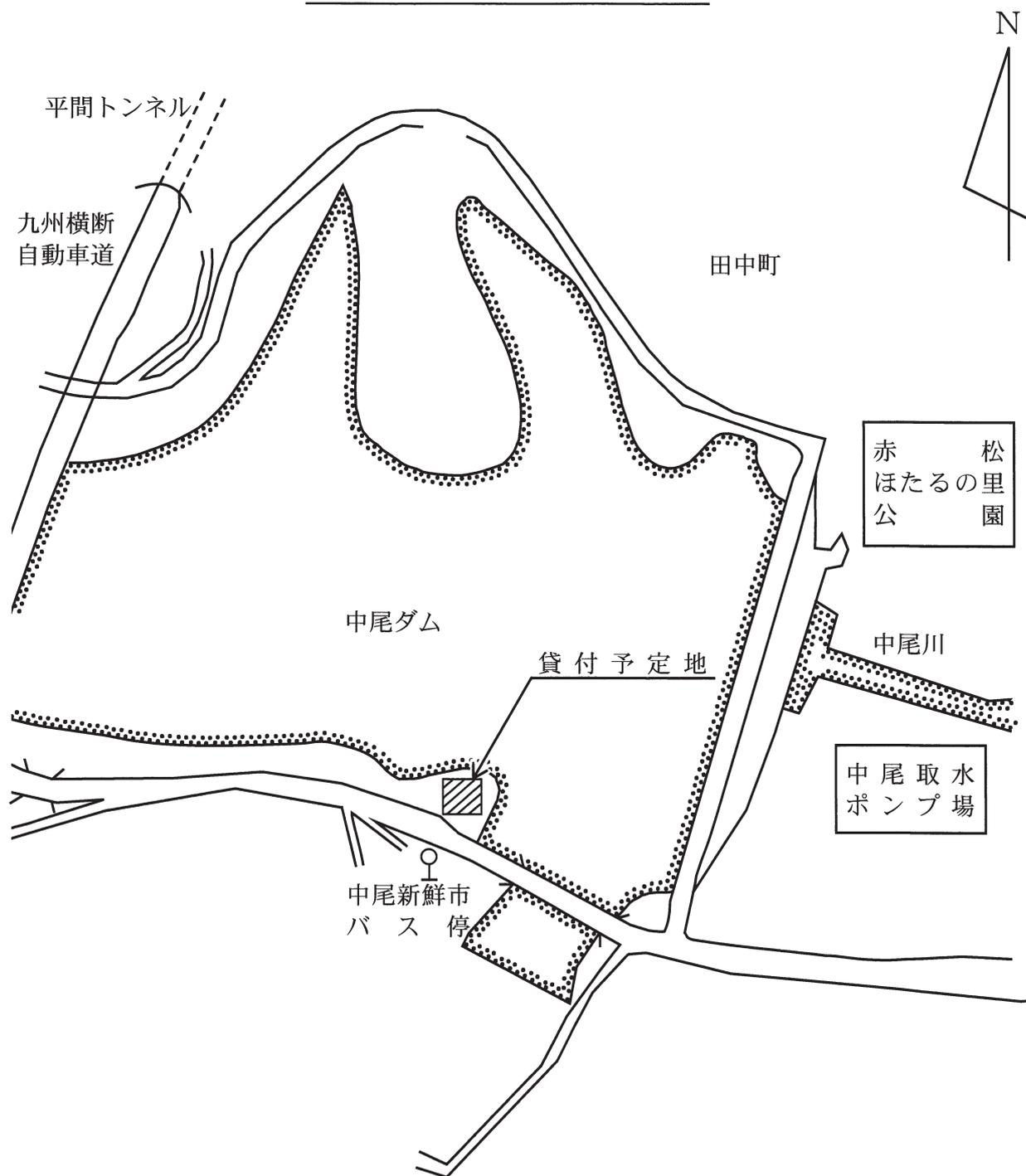
理 由

前記のとおり土地を無償で貸し付けたいが、この土地の無償貸付けについては、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を要す

るので、この議案を提出する。

「参 考」

貸付予定地位置図



「参 照」

地方自治法

第96条第1項（抜粋） 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

第 5 8 号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地
	終 点	
上小島 4 6 号線	長崎市上小島 4 丁目	
	長崎市上小島 4 丁目	
田中町 1 1 2 号線	長崎市田中町	
	長崎市田中町	

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

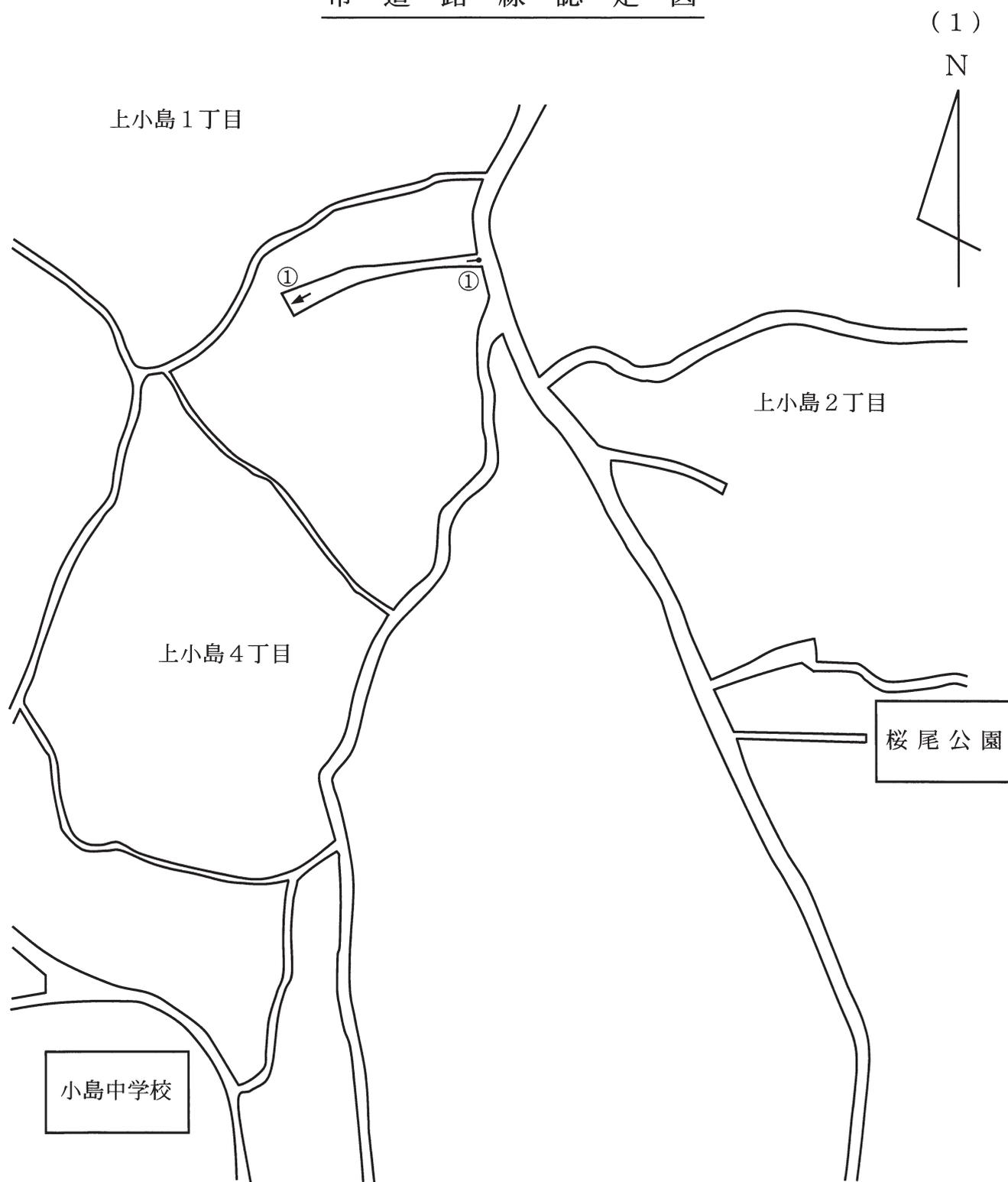
長崎市長 田 上 富 久

理 由

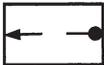
道路の寄附等に伴い、前記のとおり市道路線を認定したいが、この認定については、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

「参考」

市道路線認定図



凡 例

-  認 定 路 線
-  既 認 定 路 線

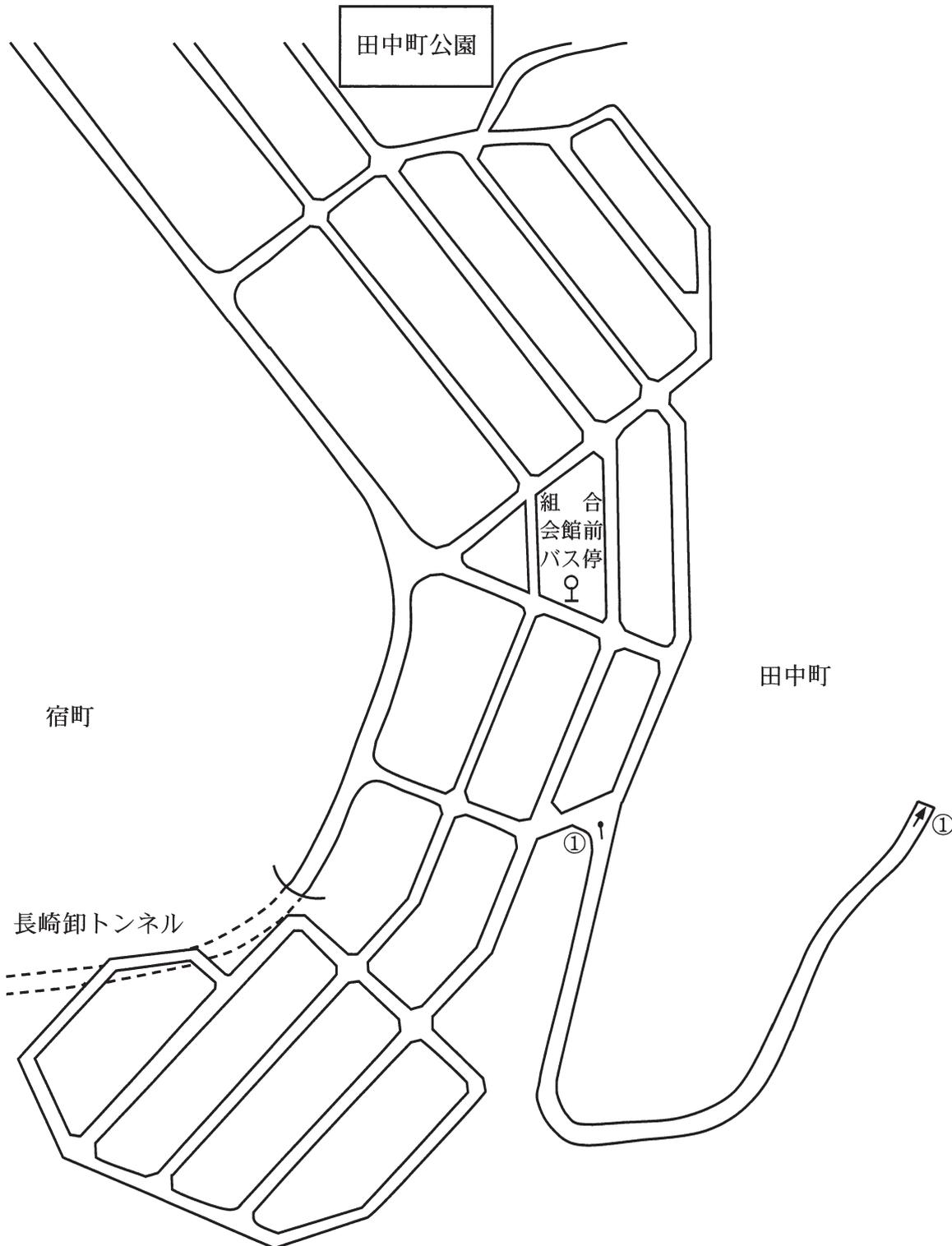
路 線 名 対 照

番 号	路 線 名	備 考
①	上小島46号線	認 定

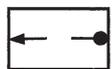
「参考」

市道路線認定図

(2)



凡例



認定路線



既認定路線

路線名対照

番号	路線名	備考
①	田中町112号線	認定

「参 照」

道路法

第 8 条第 1 項 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

第 8 条第 2 項 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第 5 9 号議案

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第 2 6 0 条第 1 項の規定により字の区域を次のとおり変更する。

あ ら た に 生 じ た 土 地		編入する字
位 置	面 積	
長崎市神浦向町字大松野 4 2 番 2 及び 4 2 番 3 に隣接する道路地先並びに 4 2 番 2、4 3 番及び 4 4 番に隣接する道路に隣接する道路地先並びに字中島 4 5 番 1、4 5 番 2、4 6 番、4 7 番、4 9 番、5 1 番 1、5 1 番 2、5 2 番及び 5 3 番に隣接する道路地先並びに 5 2 番及び 5 3 番に隣接する道路に隣接する道路地先	5 5 2. 4 7 平方メートル	字 中 島

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

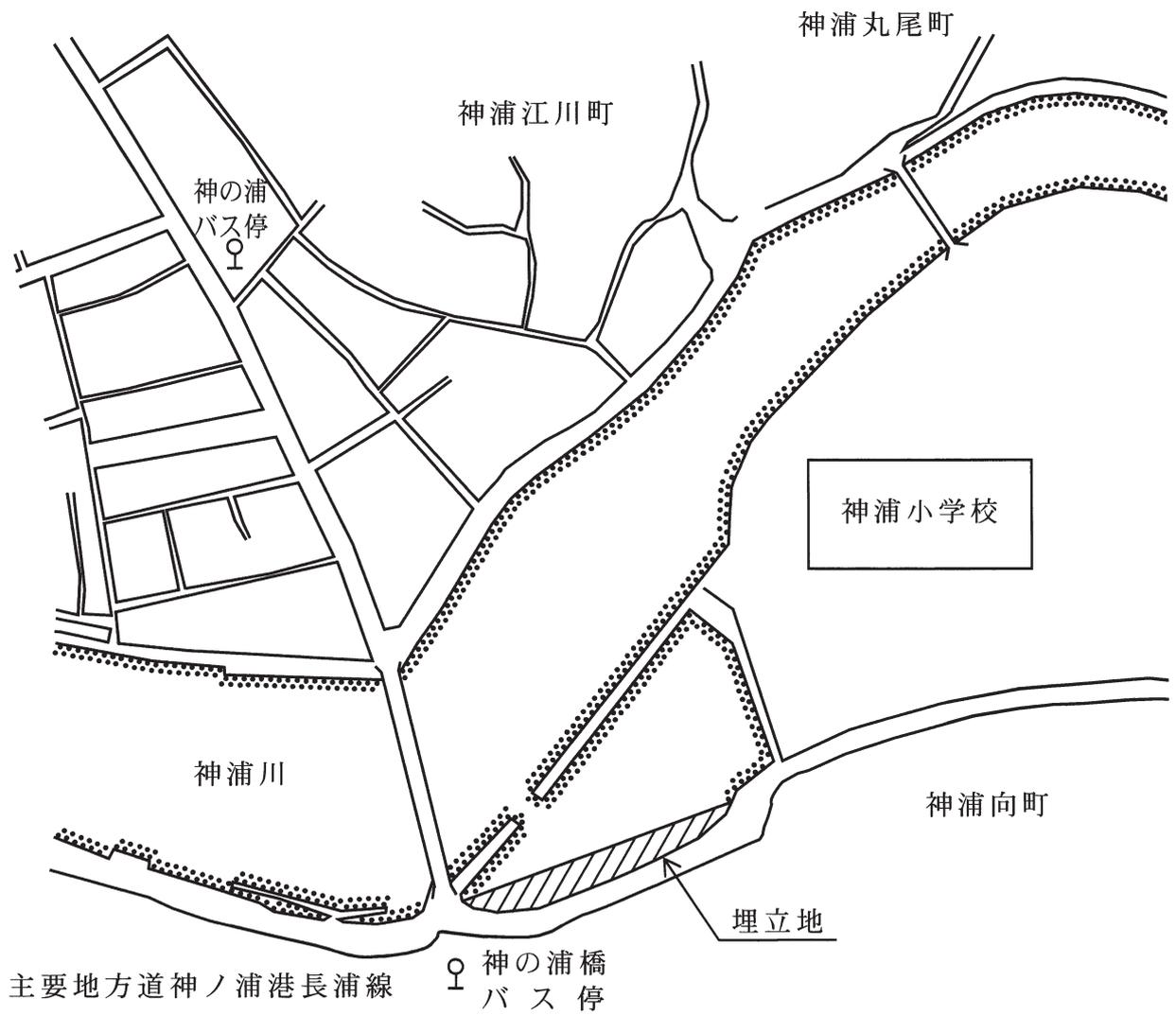
前記の公有水面埋立地は、本市の区域内にあらたに生じた土地として確認する必要があるのと、この確認に伴い字の区域を変更する必要があるため、議会の議決を経たいので、この議案を提出する。

「参 考」

埋 立 地	面 積	埋 立 出 願 人	用 途	しゅん功 認 可 年 月 日
神浦向町字中 島に編入する 土地	5 5 2 . 4 7 平方メ ートル	長崎県	道路用地	4.11.22

「参 考」

埋立地位置図



「参 照」

地方自治法

第9条の5第1項 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

第260条第1項 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

第 6 0 号議案

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の金額 12,540,000円を上限とする額
- 3 契約の始期 令和5年4月1日
- 4 相手方 住所 長崎市川口町6番27-702号
氏名 松本考功
資格 公認会計士

令和5年2月20日提出

長崎市長 田上富久

理 由

包括外部監査契約を締結する場合には、地方自治法第252条の36第1項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

「参 考」

包括外部監査契約の相手方

住所 長崎市川口町6番27-702号

職業 公認会計士（松本考功公認会計士事務所）

まつ もと たか のり
松 本 考 功

昭和61年10月15日生

略 歴

平成21年 3月 同志社大学経済学部卒業

自平成25年 2月 有限責任監査法人トーマツ勤務

至平成28年10月

自平成28年12月 税理士法人松本総合会計勤務

至現 在

自平成29年 2月 税理士

至現 在

自平成29年 4月 公認会計士

至現 在

自平成29年 4月 松本考功公認会計士事務所所長

至現 在

自令和 3年 4月 長崎市包括外部監査人

至現 在



長 監 第 8 1 号

令和4年11月25日

長崎市長 田 上 富 久 様

長崎市監査委員 柴 原 慎 一
同 三 谷 利 博
同 奥 村 修 計 
同 林 広 文

令和5年度包括外部監査契約締結に関する意見について

地方自治法第252条の36第1項に基づき、令和4年11月15日付け長監第77号で意見を求められた令和5年度包括外部監査契約締結に係る次の事項については、同意します。

- 1 契約の相手方 住所 長崎市川口町6番27-702号
氏名 松 本 考 功
資格 公認会計士
- 2 契約の始期 令和5年4月1日

「参 照」

地方自治法

第 2 5 2 条の 2 8 第 1 項（抜粋） 普通地方公共団体が外部監査契約を締結できる者は、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(2) 公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。）

第 2 5 2 条の 3 6 第 1 項（抜粋） 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(2) 政令で定める市

第 2 5 2 条の 3 6 第 4 項 第 1 項又は第 2 項の規定により包括外部監査契約を締結する場合には、第 1 項各号に掲げる普通地方公共団体及び第 2 項の条例を定めた第 1 項第 2 号に掲げる市以外の市又は町村（以下「包括外部監査対象団体」という。）は、連続して 4 回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならない。

第 2 5 2 条の 3 6 第 7 項 包括外部監査契約の期間の終期は、包括外部監査契約に基づく監査を行うべき会計年度の末日とする。

地方自治法施行令

第 1 7 4 条の 4 9 の 2 6 地方自治法第 2 5 2 条の 3 6 第 1 項第 2 号に規定する政令で定める市は、指定都市及び中核市とする。

第 6 7 号議案

長崎市福祉医療費支給条例の一部を改正する条例

長崎市福祉医療費支給条例（昭和 4 9 年長崎市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「満 1 5 歳」を「満 1 8 歳」に改める。

第 9 条第 1 項中「支給対象者が市長が定める医療取扱機関」を「支給対象者のうち中度心身障害者及び子ども（満 1 5 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から満 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者に限る。）以外のもの（以下「現物給付対象者」という。）が医療取扱機関（市長が定めるものに限る。以下この項において同じ。）」に、「支払うもの」を「支払う方法により支払うもの」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 第 1 項の規定にかかわらず、市長は、現物給付対象者が同項の医療取扱機関以外の医療取扱機関において医療を受けたときその他特別の理由があると認めるときは、受給者の申請に基づき支払う方法（以下「償還払」という。）により、福祉医療費を支給することができる。

第 9 条第 4 項中「前項」を「前 2 項」に改め、「による」の次に「福祉医療費の支給の」を加え、同項を同条第 5 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

4 市長は、支給対象者のうち現物給付対象者以外のものが医療取扱機関において医療を受けたときは、償還払により、福祉医療費を支給するものとする。

第 1 3 条第 1 項及び第 2 項中「に規定する」を「又は第 4 項の規定による福祉医療費の支給の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市福祉医療費支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日以後に行われた医療に係る福祉医療費から適用し、同日前に行われた医療に係る福祉医療費については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の条例第2条第3項に規定する子ども（満15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）に係る福祉医療費の支給のために必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和5年3月2日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

子どもに係る福祉医療費の支給制度の拡充を図るため、福祉医療費の支給の対象年齢を拡大したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 6 8 号議案

長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の一部を改正する条例

長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年長崎市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表の改正規定中

「 6, 0 0 0 平方メートル×(イ)の 項に掲げる面積－1, 0 0 0 平方 メートル×建築物の延べ面積 積 」	を	「 6, 0 0 0 平方メートル×(ウ)の 項に規定するそれぞれの用途 に供する各部分の延べ面積－ 1, 0 0 0 平方メートル×建築 物の延べ面積 」	に
--	---	---	---

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 3 月 2 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

建築物を新築する場合の駐車施設の附置に係る基準に関し、関係条文の整理をする必要があるので、この条例案を提出する。